

富地家裁総第 697 号

令和 5 年 6 月 30 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

富山地方裁判所長 吉 田



司法行政文書不開示通知書

6 月 12 日付け（同月 15 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示（富山地家裁総第 648 号）について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示申出書記載のとおり

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話 076 (421) 6324

司法行政文書開示請求書

令和5年6月12日

富山地方裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

商事非訟事件の雑事件簿(令和5年の4月及び5月受付分)

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

